「第四回世界女性会議行動綱領」シリーズ第一弾

行動綱領・北京宣言を学ぶ

今月から、「行動綱領」を学び、具体化・実践するために、「戦略目標」として提起された十二項目を中心に各分野の問題をとりあげる新企画をはじめます。連載第一弾は、私たちが「行動綱領」と「北京宣言」にとりくむにあたって、おさえておきたい問題と課題を明らかにします。

新日本婦人の会
会長　井上　美代

成果と特徴

北京で開催された第四回世界女性会議で、九五年八月三十日～九月八日、北京郊外の懐柔県でNGOフォーラムが、九月四日～九月十五日、北京市内で政府間会議が開催されました。ここでは、とくに、政府間会議で全会一致採択された「行動綱領」と「北京宣言」（**資料参照**）について触れたいと思います。この二つの文書は、世界子どもサミット、環境開発会議、世界人権会議、人口開発会議、社会開発サミットなどでつみあげてきた世界の合意を基本に今日の問題を分析し作成されたものです。二十一世紀めざしナイロビ将来戦略の実行を具体的に決めた「行動綱領」は三百六十一項目にも及ぶもので、「北京宣言」は行動綱領を要約する形で三十八項目に短くまとめたものです。

「北京宣言」で重要なことは、「女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である」（十三項）、「女性の権利は人権である」（十四項）といっていることです。「女性の権利は人権である」については、九三年の世界人権会議で女性の問題を議題にしてくれと、世界の女性たちが署名運動を繰りひろげ、多くの女性が参加して議題にさせてきたたたかいと運動の積み上げの結果でした。一七八九年のフランス革命で初めて「人権宣言」が出されましたが、そこには女性の人権は含まれていませんでした。女性たちの長いたたかいを経て、戦後、人権宣言や人権規約などに実ってきた歴史的経過を考え、今回北京宣言に女性の人権が明記されたことは画期的なことです。

「行動綱領」は、六章からなり、今後五年間に政府が優先的に実践する基本的行動を決めたもので、第一章の「使命の声明」にはじまり、二章「世界的枠組み」、三章「重大問題領域」、四章「戦略目標及び行動」、五章「制度的整備」、六章「財政的整備」から構成されています。

第一章の「使命の声明」の冒頭には、「行動綱領は女性がエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である」（一項）といっています。また、「女性と男性の平等は人権問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発、平和への必

要かつ基本的な前提条件でもある。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが人間中心の持続可能な発展の条件である」（同上）と男女平等の理念をおさえています。そして、行動綱領は世界人権会議が採択した〝ウィーン宣言と行動計画〟の中で規定した女性と少女の人権の普遍的な譲ることも切り離すこともできない不可欠の部分であるという基本原則を再確認し、行動のための課題として、「すべての女性のすべての人権の完全な享受と基本的自由を生涯にわたって促進し、保護することを求めている」とその精神を述べています。

十二項目の「戦略目標と行動」を提起

四章の「戦略目標及び行動」では十二の分野をあげ、それぞれで現状と問題点を明らかにし、目標実現のための具体的行動を提起しています。重大問題領域は、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力及び意思決定における女性、⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境、⑫女児になります。女児の項は、行動綱領草案を検討した三月の国連女性の地位委員会でこんにちの女児の置かれている現状の深刻さが指摘され、新たに入れられたものです。それらの内容を特徴的に見てみたいと考えます。

一つは人権と暴力にかかわる課題です。「女性に対する暴力」では、女性への暴力を撤廃するための行動計画を策定・実施することを各国に求めています。女性への暴力には、夫婦間レイプ、割礼、職場での性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント）、人身売買、強制売春など、家庭、職場、教育機関、国家が犯す・許す「肉体的・性的・心理的暴力を含む」ことが述べられています。八五年のナイロビ将来戦略では「家庭内暴力と婦人に対する暴力の撤廃が緊急かつ特別の優先事項でなければならない」としていましたが、九一年婦人の地位委員会は暴力撤廃宣言の草案を作成、九二年採択。九二年宣言案の検討に入り、九四年国連総会で採択されました。

「女性と武力紛争」では政府は、戦争中に犯されたレイプ、特に組織的レイプ、強制売春や暴行、性的奴隷化を含む女性へのあらゆる暴力行為にたいして「完全な調査、犯罪者の訴追、被害者への完全な補償をおこなう」（一四五項－e）として、性的奴隷＝従軍慰安婦問題の責任を明記しました。しかし、日本政府関係者は、この項は「一部のNGOや国の代表が従軍慰安婦の問題を扱っているといいますが、今度の会議でこのパラグラフについては論議されませんでした」とか、「日本の従軍慰安婦問題をさしてはいません」とかいって政府の責任を回避していることは納得できません。この問題は九三年の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言」でも「性的奴隷及び強制的妊娠を含むこの種のすべての侵害は、とくに効果的な対応を必要とする」と指摘し、国連人権委員会でもとりあげられ、去年七月末には国連特別報告官のラディカ・クマラスワミ女史も調査のため来日しています。その他、女性に関する国際会議のたびに指摘されている問題なのです。ついにこの二月五日、国連人権委員会が従軍慰安婦問題解決のため、日本政府に被害者個人への謝罪、国家による賠償と加害者の処罰を求めたことが明らかになり、日本政府のこれまでの主張を覆す内容となっています。

「女児」の項では、政府は女児殺しや性器切除、性的虐待や搾取、売春などあらゆる形態の暴力から少女を守るため法律の制定、効果的な措置および施策を講じることを厳しく述べています。沖縄で起きた米兵三人による少女暴行事件はそのままこの項にふれるものです。日本政府は採択されたばかりの「行動綱領」をどう実行するのかその姿勢が問われています。しかし、主権を奪われた状況下でおきたこの屈辱的事件に対しアメリカに厳しく迫ることができないどころか、国民の厳しい抗議にもかかわらず新特別協定を決め、米軍への思いやり予算を増やしました。軍事費削減、基地撤去、安保廃棄の運動であると共

に女性にとってまさに人権問題であり、行動綱領実践であります。

世界人権会議が採択した「ウィーン宣言」は人権侵害に対する個人請願の権利である「選択議定書の準備を早急に検討すべき」としましたが、これを受けて今回すべての国が女子差別撤廃条約を二〇〇〇年までに批准し、同条約選択議定書起草について女性の地位委員会が進めていることを支持すると確認しています。差別撤廃委員会への個人請願の実現を一日も早くと願わずにはいられません。

二つには、最後まで論議が沸騰した課題として「女性と健康」があります。二〇〇〇年までに妊産婦死亡率を九〇年の五〇％以下に減少させる。女性が性と生殖にかんする健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を行使するのに必要な条件を確保する。女性の人権には強制や差別を受けることなく性にかんする事柄を自由に決定、コントロールする個人の権利を含む。「自ら出産数をコントロールするすべての女性の権利は、彼らのエンパワーメントの基礎である」（九二項）と一人っ子政策によって産む権利が規制されている中国での会議で明確に確認された意義は大きかったと思います。一昨年のカイロの国際人口開発会議で子どもをいつ何人産むか、また産まないかなどの意思決定権（リプロダクティブ・ライツ）については今回合意できましたが、セクシャル・ライツ（性に関する権利）については最後まで争点として残り、言葉としては採用されませんでした。日本では「規制緩和」の名のもとに母性保護規定の緩和・撤廃が審議され、女性労働者に一層の母性破壊をもたらしていることが問題です。

三つには、女性の「貧困化」と「経済」について、世界では貧困層が十億人をこえ、その七割が女性です。市場経済主義、大型プロジェクト優先の開発援助によってひろがる貧富の格差は、女性たちの貧困化にいっそう拍車をかけています。女性の貧困は、貧困ゆえに性的搾取を受けやすい状況にもなっています。その克服のためには「貧困女性が経済的逆境に耐え、難局の中でも生計、資産、所得を保持できるように、国は支援体制を強化する」などを提言しています。

「女性と経済」（一五五項以降）については、各国の働く女性の割合が上昇し、家族の中での女性の収入の必要性が増しています。多くの国で女性たちは、臨時、不定期、パート、家内労働など非正規雇用の大部分を占めています。行動綱領は政府や使用者に対し、これら労働者に労働法による保護、社会保障の給付の保障が必要といい、「性を根拠にした直接・間接の差別を禁ずる法律を制定・施行し、守られない場合、補償手段、裁判などの実施」を明記しています。日本の労働法制の全面改悪はこの流れに逆行するものです。また、女性の無報酬労働、とくに扶養家族の世話や家族農業または家内事業のための無報酬労働について、「その価値を量的に評価する方法」などの開発（一六七項－g）が研究されることが提起されています。全商連婦人部協議会は「自家労賃」要求の運動を業者婦人の「人権宣言」として発展させてきました。家族一人ひとりの人格、人権、労働を認めていないことは、不当だというたたかいはまさに行動綱領の具体的実践そのものです。

その他、教育や環境、メディアや機構、財政問題などがあります。教育については六九項で「教育は人権であり、平等、開発、平和という目的の達成にとって不可欠な手段である」といい、差別のない教育は少女と少年の双方にとって有益であり、最終的には女性と男性の間により平等な関係をもたらすと、教育の重要性を強調。メディアは女性の地位向上に大きな貢献をする可能性として提言されています（二三四項）。環境については、女性の貧困との深い関連を指摘し、環境の荒廃がとくに少女、女性の健康、福祉、生活の質に悪い影響を与えている点に注意と認識を払うべきとの目標を掲げています（二四六項）。制度的機構や整備について、女性の進出に責任のもてる国内機構の強化の問題、そのための財政的裏づけの重要性を強調し、政府が第一義的に責任を負い、行動綱領実施のために

は軍事費削減を含め努力することを述べています。

いくつかの問題点

最後に、行動綱領の問題点のいくつかを記しておきたいと思います。最大の問題点は核兵器廃絶の文書が削除されたことです。行動綱領案には「大量破壊兵器、とくに核兵器の廃絶を促進すること」が明記されていました。それがすべて削除され、「包括的核実験禁止条約の発効をにらみつつ、核実験を最大限抑制する」（一四三項－f）など核抑止力論に置き換えられました。これが審議されたワーキング・グループは非公開で審議の内容は明確ではありませんが、日本政府の報告によると、EU（欧州共同体十五カ国）を代表してフランスとイギリスが削除を提案。発展途上国グループ（G7－非同盟諸国など百三十五カ国）が反対。日本が間に入って調整、包括的核実験禁止条約締結を出して合意をはかり、「核兵器廃絶」削除に「成功した」というのです。政府側は調整的役割を果たしたとお手柄にしていますが、まさに日本政府が「核兵器廃絶の促進」を削除するのに手を貸したのです。唯一の被爆国の政府としてやってはいけないことをやってしまったのです。

「世界的枠組み」で「冷戦の終結は国際的変化をもたらし、超大国間の競争は縮小した。世界戦争の脅威は減少し、国際関係は改善し、国家間の平和への展望は拡大した」（十三項）との記述があります。単純に冷戦が終結し、政治的対決がなくなり、男女の平等も実現しやすくなったでしょうか。世界情勢をみると、核保有国の大国支配は厳然として存在し、軍事的、政治的、経済的にも、発展途上国など、弱い国、弱い性がしいたげられている現状に変わりはありません。

また、フェミニズム重視や同一価値労働同一報酬について「NGO、とくに女性団体とその他のフェミニスト団体が変革の推進力であった」（二七項）とか、「女性学の向上を通して――ジェンダーの平等を促進する」（一七七項－e）「男女間の給与格差をなくすための努力を強める。――同一労働または同一価値労働にたいする同一報酬の原則を実行する手段を講じる。さらに、性に関係なく同一の基準による職務評価体系を奨励する」（一八〇項－k）などあります。フェミニズムは女性の意識変革、性差別解消を目的として、性の面から追求しています。政治・軍事・経済的動きなどをどうとらえていくのでしょうか。同一価値労働同一賃金の問題についても、差別撤廃条約やナイロビ会議の文書にも「同一価値労働同一賃金」を明記してありますが、違う職種の労働を比較することは困難で、同一の価値をつけようとすれば労働者の職務評価が必要になります。私たちは職務給の導入に反対してたたかい同一労働同一賃金を主張してきました。膨大な行動綱領の中にはこうした問題があります。直ちに政府に働きかける核兵器廃絶のような問題と、今後の研究課題とを区別し、行動していきたいと思います。

私たちのとりくみつよめて

行動綱領には「可及的速やかに、望ましくは九五年の末までに、政府は関係機構やNGOと協議の上、行動綱領の履行のための戦略を起案し、九六年末までにこれを終えるべきである」（二九七項）として、日本政府による今年末までの行動計画作成が求められています。その作業の始まりとして、総理大臣の諮問機関として九四年八月に設置された「男女共同参画審議会」が、昨年十二月二十七日に「男女共同参画審議会部会における論点整理」なるものを発表。これに対し、二月二十五日までに国民各層から意見を集め、夏までに答申を出して、「政府が策定する男女共同参画社会づくりのための新たな行動計画に反映される」となっています。行動綱領と北京宣言には私たちの要求実現運動に反映させるべき多くの成果があります。内容を学習し、問題点は研究し、討論し、要求にかえて政府の行動計画に反映させるとともに、私たちの行動計画を作成して男女平等実現の取り組みをつよめていきましょう。

北京宣言

1、我々、第四回世界女性会議に参加した政府は、

2、国際連合創設五十周年に当たる一九九五年九月、ここ北京に集い、

3、全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、

4、あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の中にある希望に発奮し、

5、女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、

6、また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、

7、無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

　我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

8、国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。

9、あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保障すること。

10、平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット―一九八五年のナイロビにおける女性に関するもの、一九九〇年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、一九九三年のウィーンにおける人権に関するもの、一九九四年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び一九九五年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの―でなされた合意と進展に基礎を置くこと。

11、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。

12、思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

　我々は、以下のことを確信する。

13、女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。

14、女性の権利は人権である。

15、男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

16、持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

17、すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

18、地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

19、女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を立案し、実施し、監視することが必須である。

20、市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（ＮＧＯ）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォロー・アップにとって重要である。

21、行動綱領の実施には、政府及び国

際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動をとる必要性を認める。

22、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。

23、女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保障し、これらの権利及び自由の侵害に対する効果的な行動を取る。

24、女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

25、男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

26、雇用を含め女性の経済的独立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、重要な開発の行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

27、少女及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルス・ケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

28、女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、遅滞無く、核軍縮及びあらゆる領域における核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。

29、女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。

30、女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保証し、教育を始め女性の性と生殖に関する健康を促進する。

31、女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

32、人種、年齢、言語、民族性、文化、宗教又は障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

33、殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。

34、あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためのより良い世界の構築への彼らの完全かつ平等な参加を保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

　我々は、以下のことを決意する。

35、女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを通じることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。

36、あらゆるレベルにおける政府、国際機関及び団体の側の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためのより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、国内及び国際レベルでの資源の十分な動員、並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含むあらゆる入手可能な資金提供の仕組みからの途上国に対する新規及び追加的資源、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37、また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38、我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保証する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

（総理府仮訳案　一九九六年二月一日版）